

北海道告示第11289号

北海道屋外広告物条例（昭和25年北海道条例第70号）第22条の6第1項の規定により、令和3年度屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

令和3年10月14日

北海道知事 鈴木 直道

1 開催の日時

- (1) 令和3年11月22日（月）午前10時00分から午後6時10分まで
- (2) 令和3年11月25日（木）午前10時00分から午後6時10分まで

2 開催の場所 北海道立道民活動センター（札幌市中央区北2条西7丁目）

3 講習内容

(1) 講習科目及び時間数

講習科目	時間数（1講習につき）
屋外広告物に関する法令	2時間
屋外広告物の表示方法に関する事項	2時間
屋外広告物の施工に関する事項	2時間30分

(2) 講習の一部免除

次に掲げる者に対し、屋外広告物の施工に関する事項の講習科目を免除する。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者

イ 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条に規定する電気工事士の資格を有する者

ウ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項第1号から第3号までに規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者

エ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき、帆布製品製造に関し、職業訓練指導員免許を受け、技能検定に合格し、又は職業訓練を修了した者

4 受講資格 北海道内在住者であること

5 受講申込書の受付期間 令和3年10月21日（木）から11月10日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）（郵送の場合は、11月10日（水）までに到着したものに限り受け付ける。）

6 受講申込先 北海道建設部まちづくり局都市計画課（郵便番号060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目）

7 受講手続

(1) 受講申込書等の請求

受講申込書及び講習一部免除申請書の交付は、北海道建設部まちづくり局都市計画課、各総合振興局（振興局）建設指導課又は一般社団法人北海道屋外広告業団体連合会に請求すること。

(2) 提出書類

ア 屋外広告物講習会受講申込書

イ 屋外広告物講習会受講希望日申出書

ウ 住民票の写し（3か月以内発行の原本であって、本籍地の記載のあるもの）

エ 写真（申込み前6か月以内に無帽正面上半身を撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルのもの）

オ 講習科目の一部免除を受けようとする者は、講習一部免除申請書及び免除の事由に該当することを証する書面（免許状等の写し）

(3) 受講手数料

3,000円（北海道収入証紙により納付すること。）

8 修了証書の交付

講習会の課程を修了した者に対し、屋外広告物講習会修了証書を交付する。

9 その他

受講申込その他不明な点は、北海道建設部まちづくり局都市計画課、各総合振興局（振興局）建設指導課又は一般社団法人北海道屋外広告業団体連合会に照会すること。